

「うべKITAまつり」企画運營業務委託 仕様書

1 業務名

「うべKITAまつり」企画運營業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

宇部市の北部地域（小野、厚東、二俣瀬、船木、万倉、吉部の6地区）は、新鮮で安心できる食材や伝統的な文化、豊かな自然など、魅力ある地域資源を有しており、様々な可能性が潜在している。

本業務は、こうした北部地域の地域特性や地域資源を活用したイベントを実施し、本イベントを通じて、北部地域の様々な魅力を発信することで、北部地域の知名度向上を図り、交流創出やにぎわい創出など、北部地域の活性化につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

4 開催日

令和6年11月30日（土曜日）（予定）

5 実施場所

楠こもれびの郷及び万倉ふれあいセンター

6 事業費

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 本まつりのコンセプト(趣旨)

「うべKITAまつり」は、一人でも多くのひとに北部地域の魅力を知ってもらい、北部地域にある様々なモノのファンや応援してくれる人を増やすことを目的とした「北部プロモーションイベント」として開催する。

このため、開催にあたっては、食や自然、伝統文化など「北部産のモノ」を中心とした内容とする。

なお、令和6年度は、楠町と宇部市が合併して20周年を迎える節目の年であることから、その趣旨を織り込んだ内容とする。

8 業務の内容

上記のコンセプト(趣旨)を踏まえ、以下の項目について、具体的な提案を行うこと。

(1) 企画調整

次の①～④の内容を盛り込んだコンテンツの企画・調整を行うこと。

①オープニングイベント

イベント開始に伴い、オープニングイベントを実施すること。なお、オープニングイベントには、宇部市長の挨拶を含めること。

②ステージイベント

- ・タレント(中山間地域ゆかりの著名人又は宇部市ゆかりの著名人)によるショー
(例：トークショー、お笑いライブ、音楽ライブ など)
- ・北部地域の地元団体等によるパフォーマンス
(例：伝統芸能、学校部活動、ダンスクラブ など)

③地元特産品や飲食店舗のプロモーション

本まつり来場の動機となるとともに、まつり終了後においても実店舗等を訪れるような仕掛けについて検討すること。

(例：抽選会、コラボレーション企画、特産品の試食会 など)

④体験イベント

会場の敷地を活用した来場者体験型のプログラムを提供すること。

(例：各種ワークショップ、北部六地区の伝統芸能等を絡めた連携企画、参加者でギネス挑戦、参加者みんなで作るモニュメントや絵画 など)

(2) 広報宣伝

- ・PR用のポスター及びチラシのデザインを作成すること。
- ・SNSによる効果的な広報宣伝を行うこと。

(3) 管理運営

- ・(1)で提案した内容を催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。
なお、機材及び設備等の設置にあたっては、構造及び機能面において、その安全性に十分に配慮すること。
- ・当日は会場内にイベント本部を設置し、運営管理や各種問合せ対応を行うこと。なお、管理運営に関して適切な人員を確保し、参加者の安心安全に配慮すること。
- ・イベント当日の駐車場管理を行うこと。なお、当日の駐車場は、万倉小学校、楠若者センターを予定しており、駐車場系の配置及び誘導看板等の設置により来場者がスムーズに来退場できるよう取り計らうこと。
- ・責任者と担当者の連絡体制やサポート体制、警備体制などを明記した運営マニュアルを作成すること。
- ・来場者アンケートを実施し、集計すること。なお、アンケート項目については宇部市と協議すること。

9 成果品

以下について電子データ(PDF)で納品すること。(紙媒体で1部納品すること)

- (1) ポスター及びチラシのデザイン【納期限：令和6年7月31日】
- (2) 報告書【納期限：令和7年1月31日】
 - イベント実施報告書
 - ※ 写真を使用し、わかりやすく示すこと。
 - アンケート集計報告書

10 委託料の支払い

発注者から受託者に支払う委託料は、実施報告書が提出され市による完了検査が行われた後、受託者から適正な請求書が提出されてから30日以内に支払うものとする。

11 その他

- (1) 出店料や入場料など、イベント参加者等から料金の徴収や企業、団体からの協賛金等を得て実施することは可能とする。
- (2) 業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に発注者に対して書面で、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (3) 業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (4) 業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、発注者の承認を得ないで他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 宇部市から業務に必要な資料及びデータを借用する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、借用した資料は、業務完了後、速やかに返却すること。
- (6) 業務の実施にあたり、発注者及び関係機関、地域住民と入念な連絡調整及び打合せを行うこと。
- (7) 業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (8) 仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、指示を受けること。
- (9) 荒天等によりイベントが中止又は内容が変更になった場合は、必要に応じて事業費の変更について発注者と協議するものとする。
- (10) 業務により新たに発生した著作権は、発注者に帰属することとし、発注者は、受託者に事前に連絡なく加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」）については、受託者に留保するものとする。
- (11) 成果品に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、当該紛争が発注者の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (12) 受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (13) イベントは、宇部市において推進する環境配慮型イベントとして、自然環境等への配慮、廃棄物の排出抑制・再使用・再資源化の推進、省資源・省エネルギーの促進等に配慮して開催するものとする。
- (14) 業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

12 損害賠償

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により宇部市に損害を与えた場合、その賠償の責めを負うものとする。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたり、受託者の故意が原因で参加者その他の第三者に損害が生じた場合、その賠償の責めを負うものとする。